

平成 16 年版

# 原 子 力 白 書

< 概要 >

平成 17 年 3 月

原 子 力 委 員 会

# 目次

## 第1部 本編

第1章 国内外の理解と信頼の確保に向けて	1
1. 信頼回復に向けて	1
2. 新たな事業実施のための信頼構築	8
3. 国際社会の理解と信頼の確保	13
4. 新たな原子力長期計画の策定等に向けた原子力委員会の取組	17
5. これからの理解と信頼の確保について	19
第2章 国内外の原子力開発利用の状況	24

第2部 資料編	24
---------	----

## 平成 16 年版原子力白書の構成と内容

本書は前回の平成 15 年版原子力白書(平成 15 年 12 月)発刊以降、平成 16 年 12 月末までの原子力全般に関する動向をとりまとめた。

本書は、「本編」と「資料編」から構成される。

本編の第 1 章においては、国内外の理解と信頼の確保に向けた取組を「信頼回復に向けて」、「新たな事業実施のための信頼構築」、「国際社会の理解と信頼の確保」、「新たな原子力長期計画の策定等に向けた原子力委員会の取組」及び「これからの理解と信頼の確保について」のテーマに分けて示している。

第 2 章においては、平成 12 年 11 月に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を踏まえた国と民間の活動の最近の動向を「我が国の原子力政策」、「国民・社会と原子力の調和」、「原子力発電と核燃料サイクル」、「原子力科学技術の多様な展開」、「国民生活に貢献する放射線利用」、「国際社会と原子力の調和」、「原子力の研究、開発及び利用の推進基盤」の各分野について具体的に説明している。

また、資料編では原子力委員会の決定等、原子力関係予算、年表等をまとめている。

なお、原子力開発利用にあたっては、安全の確保が大前提であり、原子力安全委員会、安全規制当局、研究開発機関、電気事業者、メーカーなどがそれぞれの立場で安全の確保に努めている。このことに関する取組については、原子力安全委員会がとりまとめる「原子力安全白書」において取り扱われている。本書においては安全確保のための規制の実施に関することを除いた、原子力委員会の所掌する原子力政策全般についてとりまとめている。

## 第 1 部 本編

### 第 1 章 国内外の理解と信頼の確保に向けて

原子力に関する諸活動は、巨大で総合的なシステムに基づくものが多く、活動期間が他分野に比べて長いなどの特徴を有していることから、その遂行には、目的が達成できない可能性など様々なリスクが伴う。そこで、原子力に関する諸活動の推進に当たっては、こうしたリスク管理を確実に実施することが求められる。

同時に、国民の理解と信頼を得るためには、こうしたリスクとその管理のあり方について国民に説明し、多様な意見に耳を傾け、対話を重ねて理解を得つつ進めていく必要がある。

また、国際社会においては核不拡散の観点から原子力の平和的利用のあり方について引き続き活発な議論が展開されており、我が国の原子力の平和的利用について、国際社会の理解を得る重要性も増している。

そこで、第 1 章においては、主にこの 1 年間の原子力関係の動きの中で、事故等の発生を受けて政府と民間等が行ってきた信頼回復に向けた取組、新たな取組を行うに際して行ってきた理解と信頼を得るための活動、政府がその政策について国内外の理解と信頼を得るべく行ってきた活動を要約し、最後に今後の課題を示すこととする。

#### 1. 信頼回復に向けて

我が国の原子力利用の現場においては、関西電力(株)美浜発電所 3 号機事故等、原子力活動による有用性とそれに伴うリスクに関する国民、社会の認識に大きな影響を与える事故、事件が発生してきている。

こうした事象が発生した場合、当該活動を再開するためには、事業者や国は、まず、事実を正確に分析して国民に伝え、社会に誤解や不安・憶測を招かないようにし、発生原因を究明・検証し、必要十分な再発防止対策を国民の意見を聴きつつ立案して、これを国民に説明して誠実に実施することが重要である。

##### (1) 関西電力(株)美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故

###### 主要経緯

平成 16 年 8 月、関西電力(株)美浜発電所 3 号機 2 次系配管が破損

し、高温の 2 次系冷却水が流出し、原子炉が自動停止するとともに、噴出した蒸気を浴びた 5 名の作業員が亡くなり、6 名の作業員が負傷した。この破損は、配管の肉厚が流体の局所的な乱れによるエロージョン・コロージョンにより、運転に伴って徐々に減少し、荷重に耐えられなくなって生じたものと推定されている。事故の直接的な原因は、破損箇所が肉厚測定対象箇所リストから漏れていたため、使用限界を越えて減肉が進んでいることに気がつかなかったことにある。

#### 事故直後の事業者の対応

関西電力(株)は、事故後、直ちに労働安全の確保対策や全プラントにおける肉厚測定箇所リストからの漏れの確認等を実施し、その結果を公表した。

#### 規制行政における対応

原子力安全・保安院は、平成 16 年 8 月に、美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故調査委員会を設置して、事故原因の究明、それまでに判明した課題に対する対策の検討などを行い、同年 9 月にそれまでの調査結果に関する中間とりまとめを行った。この結果は、同院によって発電所所在県や町の首長や議会に報告された。

一方、原子力安全委員会は、平成 16 年 8 月に美浜発電所 3 号機 2 次系配管事故検討分科会を設置し、中間報告をとりまとめ、これを受けて原子力安全委員会は、10 月に見解及び当面の取組について決定を行った。

#### 事業者の信頼回復活動

関西電力(株)は、平成 16 年 9 月に労働安全の確保、2 次系配管肉厚管理の強化などの当面とるべき対策と今後の課題について中間とりまとめを行い、その中で、地元との対話を充実する活動を展開することとし、これを直ちに実施した。

また、確実な保全業務の実施を目指して、社内関係者及び社外有識者で構成する「原子力保全機能強化検討委員会」を設置し、2 次系配管肉厚管理の不適切な実態のさらなる調査、整理、原因の解明、必要な対策等を行っている。

さらに、関西電力(株)は、福井県との共存共栄を重視する観点から、原子力事業本部の福井県への移転について検討していることや福井県が進めているエネルギー研究開発拠点化構想の具体化についても取組むことを公表した。

## (2) 六ヶ所再処理工場のプール水漏えい問題

### 主要経緯

平成14年2月、六ヶ所再処理工場の使用済燃料貯蔵プールにおいてプール水の漏えいが確認された。日本原燃(株)は、その原因が不適切な溶接施工であったことを公表するとともに、燃料貯蔵プール及び同じ構造をもつ全ての設備について点検、補修作業を行った。

### 規制行政における対応

原子力安全・保安院は、この不適切な溶接施工等の発生は、日本原燃(株)の品質保証体制に問題があったためであると考えられることから、同社に対して、品質保証体制の点検と改善等を求めた。同社はこれを受けて、「再処理施設品質保証体制点検計画書」に基づく点検を実施し、その結果をとりまとめた「再処理施設品質保証体制点検結果報告書」を原子力安全・保安院に提出した。同院は、点検結果報告書の評価を行い、施設の健全性に関しては確認されていると評価するとともに、今後とも改善等の実施状況を監視するとした。

### 事業者組織の改革

日本原燃(株)は今回の一連の事象に関して品質保証体制を自己評価し、反省点を挙げ、その上で、トップマネジメントによる品質保証の徹底、再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善、品質保証を重視した人員配置と人材育成、協力会社を含めた品質保証活動の徹底といった改善計画を公表した。

### 事業者の信頼回復活動

日本原燃(株)は、プール水漏えいに関する補修が完了し、品質保証体制の点検が終了したことの報告を、社員が直接六ヶ所村住民を訪問する“ふれあい訪問”の中で平成16年2月～3月に実施した。続いて同年4月には、県民説明会を実施した。

また、同社は、同年4月には、社長を始め経営層が、直接地域住民の意見や指摘などを受け止め、会社の活動の検証に活かしていくことを目的として、地域住民を中心にした有識者で構成される「地域会議」を設置し、ここで提出された意見を反映した。本会議は、会議委員との双方向コミュニケーションを通じて得られた意見を様々な広聴・広報活動を俯瞰する形で集約し、それらを信頼回復・再構築に繋げるためのアドバイザー的な会議と位置づけられている。

## 使用済燃料搬入の再開

日本原燃(株)は、上記の取組を継続的に行いつつ品質保証体制の見直しを進めるとともに、再処理施設総点検を行い、国の安全確認を受け、地域社会における様々な広聴・広報活動を通じて相互理解の確立を図った。これを受け、青森県は、日本原燃(株)の報告、国の評価等を始め、県民を代表する県議会、各地域住民の代表である市町村長並びに青森県原子力政策懇話会の「安全を第一義に事業を進めてほしい」、「国民の理解を深めながら進めていくことが重要」等の意見を踏まえて、平成 16 年 4 月には使用済核燃料の搬入の再開を了解した。

### (3) 東京電力(株)による検査・点検における不正等の問題

#### 主要経緯

平成 12 年 7 月、通商産業省(当時)に東京電力(株)の原子力発電所において GE 社が担当した自主点検作業で記録の書き換えなどの不正が行われたとする申告があった。他方、東京電力(株)は GE 社からの指摘に基づき調査した結果、29 件の事案で不正等の可能性のあることが判明したとして、平成 14 年 8 月にこれを原子力安全・保安院に報告した。また、同年 10 月、東京電力(株)は平成 3 年及び平成 4 年に定期検査期間中に行われた東京電力(株)福島第一原子力発電所 1 号機の格納容器漏えい率検査において、不正があったことを公表した。

#### 規制行政による事実確認活動

原子力安全・保安院は、東京電力(株)による点検により確認されたひびについて評価した結果、直ちに原子炉の安全に影響を与えるものではないことを確認し、また、格納容器漏えい率検査における不正については、原子炉等規制法違反に当たるとして 1 年間の原子炉運転停止処分とするとともに、格納容器漏えい率検査を再実施し、健全性を確認した。他の原子炉についても格納容器漏えい率を検査するため、平成 15 年 4 月までに全号機を逐次運転停止した。

#### 規制行政の信頼回復活動

原子力安全委員会は、これらの事案の発生を重く見て、平成 14 年 10 月、内閣総理大臣を通じ経済産業大臣に対して原子力安全への信頼の回復に関する勧告を実施した。一方、原子力安全・保安院は、規制法制検討小委員会を設置して、これら事案の発生を踏まえた規制法制の改善のあり方を検討し、勧告も踏まえ、自主点検の法定義

務化、品質保証体制の確立、独立行政法人原子力安全基盤機構の設立、原子力安全委員会による申告の処理、原子力安全委員会のダブルチェック機能の強化といった措置が盛り込まれた原子炉等規制法及び電気事業法の改正案を国会に提出し、成立させた。

#### 事業者の自己改革活動

東京電力(株)は、社内における検討を踏まえて、不祥事を「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し、企業倫理遵守の徹底、業務の的確な遂行に向けた環境整備、原子力部門の組織風土の改革、コミュニケーションの強化といった活動に取り組むことを公表した。

#### 立地自治体の動き

立地地域では不祥事以降、発電所の運営が安全運転を中心として適切に行われていることを確認することを目的に、「福島県原子力発電所所在町情報会議」、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」が設置され、発電所の取組状況等の聴取等を行った。

#### 事業者の信頼回復活動

東京電力(株)は発電所の点検・補修状況や再発防止策等について、議会、行政、マスコミ、そして地域住民に町内の公民館など様々な場、様々な形で説明を行い、こうした席でなされた情報公開の不足に対する指摘に対しては、平成15年11月に、原子力発電所内で発生する不適合管理情報についての「公表基準」を策定・公表し、一層の情報公開を進めることにした。

#### 原子力発電所の運転再開

東京電力(株)は、前述のような取組を継続的に行いつつ、設備の点検・補修を進め、プラント毎に国の安全確認を受け、地元議会などに対して、国とともにプラント状況や再発防止対策の説明などを行った。立地地域からは、「安全を最優先にやっていくという考えが必要」、「情報公開も徹底して、これからも十分に継続し住民が安心できるようにしてほしい」等の意見があり、同社は、これらの意見を適宜再発防止対策等に反映し、柏崎刈羽原子力発電所6号機が平成15年5月に運転開始したのを初めとして、地元自治体の了解を得た原子力発電所各号機から順次運転を再開してきている。



#### (4) 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故

##### 主要経緯

「もんじゅ」は、平成7年12月の2次冷却系ナトリウム漏えい事故以来、停止状態にある。国及び動力炉・核燃料開発事業団（現：核燃料サイクル開発機構）は、事故後、徹底的な原因究明と再発防止策の検討を行った。

一方、昭和60年に周辺住民から国の原子炉設置許可無効を求め福井地裁に行政訴訟及び民事訴訟が提起され、行政訴訟については、第一審では国側が勝訴したものの、第二審では国側が敗訴したため、現在は上告中である。また民事訴訟については、平成15年3月に原告側から訴えの取下げがなされた。

##### 事業者の自己改革

事故後、動力炉・核燃料開発事業団（当時）は徹底した原因究明を行い、安全性総点検を実施した。その結果を踏まえ、原子炉施設の安全性向上を目指し、温度計の交換・撤去等のナトリウム漏えい対策に係る設備等の改造工事等を行うこととしている。

一方、この「もんじゅ」事故での動力炉・核燃料開発事業団（当時）の不適切な情報提供等により、同事業団のみならず原子力に対する国民の不信感が高まったため、科学技術庁（当時）は平成9年4月に「動燃改革検討委員会」を設置し、同年8月に同事業団の業務の見直し、整理等を改革の方向として取りまとめ、この報告を踏まえ、同事業団は、平成10年10月に核燃料サイクル開発機構に改組された。

その後、同機構においては、研究開発業務の重点化、業務運営の透明性確保や社会等との乖離の未然防止のための運営審議会の設置などの取組を行っている。

##### 立地自治体の活動

福井県は独自の立場から「もんじゅ」の安全性を確認するための委員会を設置し、この委員会は平成15年11月に“改造工事を行った「もんじゅ」は、工学的に安全性を持つ設備である”とする最終報告書を福井県知事へ提出した。

福井県は、平成15年11月、国と核燃料サイクル開発機構に対して、「もんじゅ」の安全確保の強化や地場産業の創出・育成、人材育成など、原子力・エネルギーに関する研究開発拠点化等の要請を行った。

### 事業者等の信頼回復活動

文部科学省では「もんじゅ」についての理解を得るために、「もんじゅ」プロジェクトチームを平成15年1月に設置し、福井県において説明会やシンポジウム等を開催している。原子力委員会としてもこれらの活動に協力をしているところである。また、文部科学省においては、原子力エネルギーに関する研究開発拠点化に向けた福井県からの協力要請に対し、県の研究開発拠点化策定委員会に参画するなどしている。

核燃料サイクル開発機構は、福井県内35市町村での説明活動の展開をはじめ、敦賀市の全戸訪問や県内市町村議会・行政への訪問対話、各種団体への出前対話活動、サイクル機構モニター制度による広聴活動、フォーラム・シンポジウムの開催及びもんじゅ見学会等の説明活動を行うことにより、これまでに延べ118万人以上の人々と対話を行った。

### 人材育成等地元との交流

核燃料サイクル開発機構は、福井県の要請を受けて、研究開発で生み出された技術成果の一般産業への活用を促し、地元産業界の活性化に貢献していくため、地元企業との連携強化に向け、特許の公開や、技術成果を紹介する公開セミナーの開催等を行っている。

また、福井大学が、平成16年度に大学院工学研究科に独立専攻「原子力・エネルギー安全工学専攻」を設置したことに伴い、同専攻との連携講座に対して、客員教授や助教授を派遣し講義を行う等の協力を行っている。

## (5) 医療現場における放射線の誤照射

### 主要経緯

放射線治療はがん治療法の柱の一つであり、QOL（生活の質）上優れた治療であることから、最近、治療患者数が著しく増大している。しかし最近、放射線治療における誤照射事故がいくつかが明らかになり、その安全性に対する疑問が広がっている。こうした状況を受け、厚生労働省は平成16年4月、5月及び12月に各自治体に対し、診療用放射線関係法令の遵守及び診療用放射線の管理体制の徹底等について医療機関に対して適切な指導を行うよう通知した。

### 学会による原因分析活動

このような事故の続発を重く見た放射線治療関係の学会は、これらの事故の原因を調査し、その再発防止策の策定にあたるため、学

会間の協議会である医学放射線物理連絡協議会を平成13年6月に結成した。

この調査結果によれば、誤照射事故が生じる原因には、放射線治療を専門とする医師や診療放射線技師の不足、品質管理体制の欠如という問題が存在していることが窺える。

#### 学会による信頼回復に向けた取組

関係学会では、この分析を踏まえて、事故防止のためのガイドラインやマニュアルの作成にあたっており、また、治療現場の人員不足の解消を病院管理者や厚生労働省に対して求めている。

さらに、放射線治療の品質管理（QC）とそれを通しての品質保証（QA）の体制は、欧米の放射線治療施設においては確立しており、その専門家として医学物理士が勤務しているが、我が国においては、そのような放射線治療施設はごく少数である。そこで、関係学会では放射線治療の品質管理に関する委員会を組織し、治療QCとQAを徹底し治療事故を防止するための対策を示した「放射線治療における医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けて（提言）中間報告」を平成16年10月にまとめた。

#### 今後の課題

日本医学放射線学会等は、この提言で述べられている品質管理業務を行う能力を持つ者を各学会共同で認定し、その能力の維持・向上をはかるため、放射線治療品質管理機構を創設し、平成17年春より、認定を開始することとした。

現在、我が国の放射線治療は大きな変革期を迎えている。上述の関係学会や公益法人などの動きはそれに対応するものであり、その動きを加速し、正しい方向に向けるために、行政による適切な支援が必要とされる。

## 2. 新たな事業実施のための信頼構築

近年、六ヶ所再処理工場の試験運転の開始など新たな取組が見られる。このような事業が円滑に実施できるためには、その活動が原子力長期計画を踏まえているものであることや、その担い手がそれに相応しい能力を有することについて国民の理解を得ることが重要であり、それは当事者が当該事業に関して所要のリスクマネジメント能力を持っていることについて社会との間で相互理解が成立することによって醸成されることから、両者の間でリスクコミュニケーションを継続しなければならない。

## (1) 六ヶ所再処理工場の操業に向けて

平成 5 年 4 月に建設が開始された六ヶ所再処理工場は、現在、建設工事の最終段階に入っており、平成 13 年 4 月から「通水作動試験」を実施し、平成 14 年 11 月から「化学試験」を開始した。平成 16 年 12 月から「ウラン試験」を開始し、現在の予定では「アクティブ試験」を平成 17 年 12 月から実施し、平成 18 年 7 月に操業を開始することとなっている。

### 品質保証能力に対する信頼の構築

平成 14 年 2 月に確認されたプール水の漏えいが不適切な溶接施工によるものであることが判明したことなどから、そもそも工場の建設が適切な品質保証活動のもとで行われてきたかどうか等の疑念が立地地域から呈された。このため、同社は問題のある施工箇所を補修をすべて完了し、再処理施設全体設備について健全性を確認した。また、このような事態の発生を招いた根本原因分析を行い、その結果を踏まえて高い品質で建設、運転を行うことが出来るように品質保証体制を見直した。その後、同社は、適切な品質保証体制が整備されたことを地域社会に説明する活動を各地で行った。

### ウラン試験に関するリスクコミュニケーション活動

六ヶ所再処理工場におけるウラン試験では、安全に関する取組により工場外へ影響を与えるような事故の発生はないと考えられているものの、軽微な機器故障や漏えい等が発生することが予想される。このため同社は、内外の経験を整理分析して、あらかじめ発生が予想される代表的なトラブル等とその復旧の考え方を集めた事例集を作成し、そうした事態に備えるとともに、その内容を広報誌、ホームページに公開し、さらに、説明会等を開催して意見交換を行うことによってその内容に関する相互理解に努めた。

## (2) プルサーマルの推進に向けて

### 技術的成立性と規制環境の整備

プルサーマルは、既存の軽水炉を活用しながら核燃料のリサイクルを図るものであり、我が国は原子力開発利用に着手した初期の段階からその実施を目指し、研究開発を進めてきている。

原子力安全委員会は、平成 7 年 6 月に軽水炉に MOX 燃料を全炉心の 1/3 程度まで装荷することに係る安全審査における考え方について、また、平成 11 年 6 月には改良型沸騰水型原子炉の全炉心に MOX 燃料を装荷することに係る安全審査の考え方について取りまとめ、いず

れもウラン燃料装荷炉心に用いている判断基準並びにM O X燃料の特性等を適切に取り込んだ安全設計手法及び安全評価方法が適用できるとした。

#### 原子力政策における位置付けの明確化

原子力委員会は、プルサーマルなど当面の核燃料サイクルの具体的な施策について、平成9年1月、「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」を決定した。同年2月には、この趣旨を踏まえ、プルサーマルを早急に開始することが必要であるとする閣議了解が行われた。

現行の原子力長期計画においては「プルサーマルは、ウラン資源の有効利用を図る技術であるとともに、原子力発電に係る燃料供給の代替方式であり、燃料供給の安定性向上の観点から有用で、将来の核燃料サイクル分野における本格的な資源リサイクル時代に備えてその産業基盤や社会環境を整備することにも寄与すると考えられる」とされた。

平成15年10月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、「プルサーマルを着実に推進していくものとする。このため、電気事業者は、関係住民等の理解を得つつ、プルサーマルを計画的かつ着実に進めることが期待される。これと併せて、国としても国民の理解を得る活動を前面に出て実施すること等により、プルサーマルの実現に向けて政府一体となって取組むこととする。」としている。

#### 事業者等の事業推進側の取組

経済産業省においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、プルサーマルについて広く国民の理解を得るため、地元自治体、議会、地元住民などに対する説明会、講演会等を実施するなど広聴・広報活動を行ってきている。

また電気事業者は、プルサーマルの理解促進のためには、情報公開と理解促進に努めて原子力発電事業に従事する者に対する一般の人々の信頼感を高め、これをプルサーマル実施に向けての理解活動につなげていくことが必要と判断し、双方向コミュニケーションの強化、子供たちへのエネルギー教育支援活動の強化などに取組むとした。

#### プルサーマル実施に向けての新たな胎動

このような中、平成16年に入り、プルサーマルの実現に向けての動きが見られた。まず、関西電力(株)高浜発電所については、平成16年3月海外加工メーカー等とM O X燃料の調達に関する基本契約を締

結し、同年 7 月には当該基本契約に基づく海外加工メーカー等に対する品質保証システム監査を終了した。しかしながら、同年 8 月に起きた美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故により、同社はその原因究明及び再発防止を最優先に取り組んでいるところである。

一方、九州電力(株)は、玄海原子力発電所 3 号機について、平成 16 年 5 月に原子炉設置変更許可申請を行うとともに、佐賀県及び玄海町に対し、安全協定に基づき事前了解願いを提出した。

さらに、四国電力(株)は平成 16 年 5 月、伊方発電所 3 号機について、愛媛県及び伊方町に対し、安全協定に基づき事前了解願いを提出した。両者は平成 16 年 11 月、同社が原子炉設置変更許可申請を行うことを了承し、これを受けて同社は同月に申請を行った。

電源開発(株)は、平成 11 年 9 月に青森県下北郡大間町に全炉心に MOX 燃料を装荷する原子炉を設置するための設置許可申請を行い、国は現在その許可のための審査を実施している。

日本原燃(株)の MOX 燃料工場については、六ヶ所再処理工場のプール水漏えい等の問題により検討が中断されていたが、日本原燃(株)の品質保証体制が改善されたこと等を受けて、平成 16 年 12 月、青森県は検討を再開する考えを明らかにした。

### (3) 使用済燃料の中間貯蔵施設の立地に向けて

#### 政策上の位置付けと法令等の整備

原子力委員会は、平成 9 年 1 月「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」を決定し、これを踏まえて同年 2 月には「当面の核燃料サイクルの推進について」が閣議了解され、「今後長期的に使用済燃料の貯蔵量が増大するとの見通しを踏まえ、従来からの発電所内での貯蔵に加え、発電所外の施設における貯蔵についても検討を進める。」とされた。

この閣議了解に基づき、科学技術庁(当時)、通商産業省(当時)及び電気事業者からなる使用済燃料貯蔵対策検討会にて検討を行った結果、発電所外において使用済燃料を中間的に貯蔵することを目的とした施設を平成 22 年までに確実に操業開始できるよう所要の制度整備等に取り組むことが必要であるとの報告をまとめた。これを受けて、総合エネルギー調査会原子力部会は、使用済燃料をリサイクル燃料資源と位置付ける「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」(平成 10 年 6 月)と題する報告をとりまとめ、これに基づき、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定を新設した「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」が平成 12 年 6 月に施行された。

これらを踏まえ、現行の原子力長期計画においては「使用済燃料の中間貯蔵は、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするので、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要である。」、「国及び電気事業者は、この中間貯蔵施設の必要性、安全性などについて、国民に対してきめ細かく、かつ、分かりやすく説明していくことが重要である。」とした。

この動きに対応して、原子力安全委員会は、この施設の安全審査指針を定め、また原子力安全・保安院は、技術検討報告書を公表した。

#### 事業者の取組

平成 12 年 11 月、青森県むつ市は、東京電力(株)に対して使用済燃料中間貯蔵施設立地に係る技術調査依頼を行い、これを受けて東京電力(株)は現地に調査所を開設するなどして調査を開始した。立地可能性調査結果報告後、むつ市長からの立地要請を受けた東京電力(株)は、16 年 2 月に青森県及びむつ市に対して立地についての協力要請を行うとともに、事業の概要を公表した。

これに至るまでの間、東京電力(株)は、地元住民や各種団体などに対して、中間貯蔵施設の必要性、安全性等についての説明を実施するとともに、戸別訪問やキャスク貯蔵施設の見学会、ホームページによる広報などを行った。こうした説明会においては、現地における過去の事例調査や地質調査結果等を基にした地震や津波に関するリスク管理の考え方等を含め、その安全性等の説明を行っている。

#### (4) 高レベル放射性廃棄物処分に向けて

##### 政策上の位置付けと法令等の整備

原子力委員会は平成 10 年 5 月、「高レベル放射性廃棄物の処分に向けての基本的考え方について」を取りまとめ、高レベル放射性廃棄物は、そのガラス固化体を 30～50 年程度冷却のため貯蔵した後、地下 300m 以深の地層中に処分（地層処分）することを基本方針とすることを示した。

通商産業大臣（当時）の諮問機関である総合エネルギー調査会原子力部会（当時）は、平成 11 年 3 月に「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」と題する中間報告を取りまとめ、政府は、この報告書等を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた枠組みを整備するため、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）」を平成 12 年 5 月に制定した。また、この法律の制定を受けて、民間の発意により処分実施主体として「原子力発電環境整備機構（原環機構）」が設立され、平成 12 年 10 月に認可された。

## 処分実施主体等の取組

国、原環機構及び電力会社等の関係機関は、最終処分法等を踏まえ、ホームページ等を通じて積極的に情報を公開・提供するとともに、国民の処分事業への理解の一助となるよう、全国各地でシンポジウムやフォーラムを開催してきた他、新聞、テレビなど各種メディアを通じて処分の必要性を訴えるなど、理解促進活動に努めている。

原環機構は、処分地選定の最初の段階の調査（文献調査）を行うために、平成14年12月に全国の市町村を対象に公募を開始した。公募にあたり、原環機構は、全国の市町村等に対して「公募関係資料」を配布しており、この資料の中には、多重バリアの働きにより放射性物質の動きを抑制すること等、高レベル放射性廃棄物の処分場の安全確保に関する記述がある。また、地域共生への取組については、最終処分事業が高い公共性を有しかつ長期的に実施されるものであるため、その受入れを決めた地域の発展につながるものでなければならない等の考え方を示している。

## 3. 国際社会の理解と信頼の確保

近年、北朝鮮やイランにおける核関連活動、パキスタンのカーン博士を中心とする「核拡散の地下ネットワーク」の存在等の問題等が明らかとなる中で、国際社会においては原子力の平和的利用と核不拡散について活発な議論が惹起されており、核兵器を保有していない我が国の原子力の平和的利用について、国際的理解を求める必要性は一層増している。また我が国は、国際社会における原子力の平和的利用の促進と核不拡散のため、国際機関等が行っている原子力安全等に係る取組に積極的に貢献している。

### （1）統合保障措置の適用

我が国においては、文部科学省が中心となり IAEA との間で、混合酸化物（MOX）燃料を使用しない軽水炉に対する統合保障措置の適用方法につき協議を開始し、また、同タイプの軽水炉に対する統合保障措置のリハーサルを開始するなど、協力を積み重ねてきた。また、未申告の核物質・原子力活動が存在しないことの確認などのため、IAEA の職員等が直前の通告により原子力施設等に立ち入る「補完的アクセス」を実施し、統合保障措置の我が国への早期適用に向けて積極的な活動を行ってきた。

こうしたことを受け、平成16年（2004年）6月の IAEA 理事会において、我が国の原子力活動については包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく検証活動の結果、保障措置下におかれた核物質の転



用を示す兆候も未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「結論」が得られたことが、エルバラダイ I A E A 事務局長の冒頭ステートメントの中で発表された。その後、同年 9 月より我が国の原子力活動に対して統合保障措置が適用されることになった。

大規模な原子力活動を行う国に対して統合保障措置が適用されるのは我が国が初めてのケースであり、このことは、我が国の原子力利用が平和目的に限られていることについて、国際的な理解と信頼を得ることにつながる一つの大きな成果であることから、極めて重要な意義を有する。

## (2) 追加議定書の普遍化

我が国は、原子力発電を行っている国としては世界で最初に「追加議定書」を締結した。また、I A E A と協力しつつ、「追加議定書普遍化」のための活動のイニシアティブを積極的に推進してきた。

我が国は、平成 14 年(2002 年)12 月、「I A E A 保障措置強化のための国際会議」を主催し、加盟国による参加者の総意をもって普遍化の指針となる議長サマリーが発出されたこと等の成果を挙げた。また我が国は、平成 15 年(2003 年)2 月にウィーンにおいて開催された「I A E A 保障措置・核セキュリティ・セミナー」に財政支援を行った。

これとは別途、例えば、イランの核問題の解決に向けた外交努力の一環として、イランに対して I A E A 追加議定書の締結・実施に関する日本の経験を伝達する等、日本が各国との間で行ってきている政策対話においても、核不拡散体制を強化する上で I A E A 追加議定書の重要性を強調し、その締結を要請してきている。

こうした努力は少しずつ実を結びつつあるが、追加議定書の発効国数は、平成 16 年 12 月現在で 62 カ国であり、包括的保障措置協定締結国 143 カ国に比して未だ満足できる水準に達しているとは言えない。また、そのうち、東アジア、東南アジア及び大洋州諸国に限ると、保障措置協定締結国 25 カ国の中で追加議定書発効国数は 6 カ国に留まっている。

このため、平成 16 年(2004 年)11 月の「保障措置と核セキュリティに関するアジア太平洋会議」や同年 12 月の第 5 回アジア原子力フォーラム(F N C A)大臣級会合においても、我が国は、アジア太平洋地域の各国が早期に追加議定書を締結するよう呼びかけを行った。

## (3) エルバラダイ I A E A 事務局長構想及びブッシュ米国大統領提案 平成 14 年(2002 年)以降、北朝鮮、イラン、リビア等の核問題、

及び、パキスタンのカーン博士を中心とする「核拡散の地下ネットワーク」の存在が国際社会の注目を集め、NPT体制強化の必要性が指摘されている。

#### エルバラダイ IAEA 事務局長が提唱する国際核管理構想

エルバラダイ IAEA 事務局長は、平成 15 年（2003 年）10 月の英国エコノミスト誌、平成 16 年（2004 年）6 月の米国カーネギー国際不拡散会議などにおいて、核兵器に用い得る核物質を製造する技術であるウラン濃縮及び使用済燃料の再処理の活動等を多国間管理の下で行うとともに、使用済燃料や放射性廃棄物の管理・処分も国際的に行うなどを主旨とする国際核管理構想を発表した。

この国際核管理構想を検討するため、IAEA 内に国際専門家グループが設置され、平成 17 年（2005 年）3 月の IAEA 理事会において、その検討結果が報告される予定となっている。我が国としては国際的な核不拡散体制の強化が緊急の課題であるとのエルバラダイ事務局長の認識を共有しており、国際専門家グループでの議論を注視しているが、本件については、不拡散体制の実効的な強化を図るだけでなく、原子力の平和的利用への配慮が充分になされるべきと考えている。

#### 大量破壊兵器の不拡散に関する米国ブッシュ大統領提案

米国ブッシュ大統領は、平成 16 年（2004 年）2 月の国防大学における演説において、ウラン濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止等の 7 点を骨子とする核不拡散に関する提案を行った。この提案内容は、平成 16 年（2004 年）4 月の「大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議」、同年 6 月のシーアイランドサミットにおける「不拡散に関する G8 行動計画」などに一部反映されている。

大量破壊兵器不拡散に関するブッシュ米大統領提案のうち、濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止等に対し、どのような対応をすべきかについては、他の原子力供給国グループ（NSG）メンバー国とともに現在検討を続けているところである。

#### （4）核物質防護対策について

我が国の核物質防護については、「核物質防護に関する条約」等の国際取り決め及び原子炉等規制法の定めるところに従い、事業者が対策を講じることとされている。

平成 13 年（2001 年）9 月に発生した米国でのテロ事件を受け、政府は、緊急テロ対策関係省庁会議を開催し、今後執るべき緊急テロ対

策等について協議を行った。また、米軍等のアフガニスタン内における攻撃がなされたことを踏まえ、総合的かつ効果的な緊急テロ対策を強力に推進するため、同年 10 月、政府に、緊急テロ対策本部が設置され緊急対応措置が決定されるなどテロ対策を推進している。

平成 16 年 12 月には、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会において、原子力関連施設への破壊活動や核物質の盗難を防ぐため、原子力施設に対するテロの脅威への備えを求めた I A E A のガイドライン「核物質防護に関する勧告」や米国での同時テロ等の情勢を踏まえ、核物質防護検査官制度を導入するなどのテロ対策強化の在り方をまとめた報告書「原子力施設における核物質防護対策の強化について」をとりまとめた。また、文部科学省においても、同様の報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について（案）」のとりまとめを行っているところである。

これらの報告書を踏まえ、文部科学省、経済産業省及び国土交通省は原子炉等規制法改正案を平成 17 年通常国会に提出する予定である。

また、平成 16 年 2 月には経済産業省原子力安全・保安院と内閣官房が共催で、関係省庁・関係地方公共団体及び電気事業者により構成される「有事における原子力施設防護対策懇談会」を設置し、有識者の意見等を踏まえ、有事等における防護対策、原子炉の運転停止のあり方、原子炉の運転を停止した場合の電力供給のあり方について、その対処措置等を検討してきた。その結果として、平成 16 年 12 月には「有事における原子力施設防護対策懇談会報告書」をとりまとめた。

## （５）国際社会に対する情報発信等

### 国際会議における情報発信

政府は、平成 16 年 8 月、関西電力(株)美浜発電所 3 号機の事故を受け、事故発生当日に I A E A に対して事故に関する情報提供を行い、また、翌月には I A E A 年次総会において、茂木科学技術政策担当大臣が事故の説明及び安全性の一層の向上について決意等を述べた。

平成 16 年（2004 年）11 月に、「保障措置と核セキュリティに関するアジア太平洋会議」がシドニーにおいて開催され、この会議には福島外務大臣政務官が出席し、「保障措置強化の効用」と題する基調演説を行った他、6 カ国・機関の代表者との間でバイ会談を行い、核テロ防止に向けた国際協力及び国内的取組の重要性等をアピールした。

我が国が主催した第 4 回アジア原子力協力フォーラム(F N C A)大臣級会合が平成 15 年（2003 年）12 月に開催され、茂木科学技術政策担当大臣が出席し、我が国の原子力技術の産業等への利用に係る取組について述べた。また、ベトナムと我が国の共催で行われた第 5 回

F N C A 大臣級会合が平成 16 年(2004 年)11 月 30 日～12 月 1 日にベトナムのハノイ市において開催され、棚橋科学技術政策担当大臣が出席し、我が国の原子力の平和的利用への取組や青森県六ヶ所村への I T E R の誘致について努力していること等について述べた。

### 国際協力

原子力安全に係る国際協力として、ソ連崩壊後、旧ソ連・中東欧諸国の旧ソ連型原発の安全性に係る懸念が高まったことを受けて平成 4 年(1992 年)に G 7 サミットの枠組みの下に設置された原子力安全作業部会(G 7 N S W G)に我が国は積極的に参画し、同年に設置された「原子力安全基金(N S A)」等に資金を拠出している。また、核セキュリティに係る国際協力として、I A E A が平成 14 年(2002 年)3 月に設立した「核セキュリティ基金」に対し、我が国は資金を拠出するなどしている。

我が国は O E C D / N E A との間で、原子力の研究・開発事業等に貢献するなどの協力関係を築いている。

この他にも、二国間の協議や原子力関係要人との会談を通じ、核不拡散体制強化の重要性の確認や I T E R の日本誘致への理解を求め等、国際社会の理解と信頼の確保に向け、我が国の原子力の平和的利用等について積極的な情報発信を行っている。

## 4. 新たな原子力長期計画の策定等に向けた原子力委員会の取組

原子力委員会は、原子力政策に係る決定を行うに当たっては、専門家と一般市民の政策提案や意見に広く耳を傾け、そこから国民が共有すべき原則と目標を見出し、提案された政策選択肢をできるだけ定量的に評価して、政策選択の根拠の明確化を図るべきであると考えている。同時に、原子力研究開発利用を進めるにあたっては、その実施者はリスク管理を行い、その管理活動の妥当性の説明責任を果たすべきと考え、委員会自身も、最新の知見と情勢を踏まえて、政策効果を評価し、政策とその体系を見直す活動を不断に行っていく。

### (1) 核燃料サイクル政策に係る取組

福島県がエネルギー政策検討会において中間取りまとめを行う等、核燃料サイクル政策に対する疑問が様々な立場から提示されていたことから、原子力委員会は「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」を開催し、全国の立地地域の市町村長、電気事業者、ジャーナリスト等から、信頼回復のために何が求められているかなどについて意見を伺った。原子力委員会は、本検討会で提起された意見を踏まえて、平

成 15 年 8 月にこれまでの核燃料サイクル政策の意義や課題に対する原子力委員会の考えを「核燃料サイクルについて」としてとりまとめ、広く国民に示した。

また原子力委員会は、将来のエネルギー政策にとって、核燃料サイクルがなぜ重要なのか等について引き続き国民と議論することとし「公開討論会・核燃料サイクル政策を考える」や「核燃料サイクルについて語る会」を開催した。

## (2) 市民参加懇談会

原子力委員会は原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、国民との信頼関係を確立するための方策を検討するために、平成 13 年 7 月に「市民参加懇談会」を設置し、これまで青森、福井などの立地地域や東京、大阪などの消費地で計 9 回開催してきた。

東京電力(株)による検査・点検における不正等の問題が発生した際には、平成 14 年 11 月に「知りたい情報は届いているのか」を、また、平成 15 年 10 月には「この夏の電力危機とは何だったのか」をテーマとして市民参加懇談会を開催し、問題意識や信頼回復のための方策等について意見を伺った。

平成 16 年 3 月には「第 7 回市民参加懇談会～原子力長期計画へのご意見を述べていただく場として～」を東京において開催し、原子力長期計画のあり方、位置づけや原子力長期計画策定プロセス等についての意見を伺った。

また、同年 10 月には「新計画策定会議」において議論中であった核燃料サイクル政策等について幅広く国民から意見を伺うため、「第 9 回市民参加懇談会～核燃料サイクル政策に関してご意見を述べていただく場として～」を大阪において開催し、核燃料サイクル政策等について各界各層から提案・意見を伺った。

## (3) 新たな原子力長期計画の策定に向けて

原子力委員会は、原子力基本法の方針に係る国の施策を計画的に遂行するために、原子力長期計画を策定してきており、昭和 31 年に最初の原子力長期計画を策定して以来、概ね 5 年毎にこれまで合計 9 回にわたって策定してきた。現行の原子力長期計画は、平成 12 年 11 月に策定されたものであり、平成 17 年 11 月で 5 年を迎えることになる。

### 策定準備

原子力委員会は、平成 16 年 1 月にとりまとめた「年頭に当たっての所信」において、新たな原子力長期計画のあり方やその検討の進め

方を審議・決定するための準備活動を開始することを表明した。その一環として、各界各層から幅広く提案、意見を伺う場である「長計についてご意見を聴く会」を開催することとし、平成 16 年 1 月に第 1 回を開催して以降、同年 6 月までに計 15 回に亘り開催した。また、広く国民を対象に長計に関する「意見募集」を実施し、「第 7 回市民参加懇談会」を開催した。こうしていただいた意見は、原子力委員会定例会に報告されると共に「第 1 回新計画策定会議」に資料として提出された。

#### 新計画策定会議の設置と策定への着手

原子力委員会は、新たな原子力長期計画策定に関して各界各層から提案・意見を伺ってきた結果、新たな原子力長期計画を、平成 17 年中に取りまとめることを目指して検討を開始することが適当と判断し、このことを平成 16 年 6 月に原子力委員会決定した。

この決定においては、「新計画策定会議」を原子力委員会に設置し、公開で議論を行うこととした。「新計画策定会議」は、原子力長期計画で検討すべき項目のうち、核燃料サイクル政策に係る評価から着手することとし、この検討に当たっては、全量再処理、部分再処理、全量直接処分、当面貯蔵の 4 つの基本シナリオを仮想的に設定し、安全の確保、経済性等の 10 の視点から総合的な評価を実施し、シナリオ間の比較を行うこととした。

また、「新計画策定会議」の開催中においても「長計についてご意見を聴く会」を計 3 回にわたり、東京、青森、名古屋において開催した。また策定会議において核燃料サイクル政策についての議論を行っていることを踏まえて、これをテーマに「第 9 回市民参加懇談会」を大阪で開催した。

こうした総合的評価の積み重ねの結果として、平成 16 年 11 月には「核燃料サイクル政策についての中間とりまとめ」の取りまとめを行った。

今後は原子力施設に係る安全確保に関する評価が行われ、この議論をとりまとめた後、「原子力発電」、「高速増殖炉開発」等について順次検討を進めていく予定である。

なお、原子力委員会は、今後とも国民各層から幅広く意見を伺いつつ作業を進め、平成 17 年中には全体のとりまとめを行う予定である。

## 5. これからの理解と信頼の確保について

### (1) 理解と信頼の確保に向けた関係者の取組について

原子力の研究、開発及び利用に関わる諸活動は、新しい知見を生み

出すための研究開発活動から、市場原理の下で繰り広げられる産業活動、国としての政策選択の場、そして国際政治経済の場に至る様々なレベルで展開される。原子力政策は、こうした原子力利用に関わる諸活動に期待される社会的機能がそれぞれのレベルにおいて実際にその役割を果たすようにするためのプログラムとも言える。

このプログラムが実際に成果を生み出すためには、原子力に関わる活動に期待される社会的機能が必要かつ有効であることだけではなく、このような原子力に関わる活動が、社会に歴史的に形成されてきた制度や慣行からみて受け入れ可能であるということが社会的了解となる必要がある。また、こうした原子力に関わる活動において事故・故障が発生した場合や不正行為があった場合には、まず、その活動に携わっていた者が、その事実を正確かつ迅速に公表するとともに、責任の所在を明らかにした上で、本来はそのようなことが起こらないことを前提として整備されていたはずの活動に関わる運営システムを真摯に見直して、再発防止対策を確立することが求められる。その上で、これを地域住民、自治体をはじめとしてその活動に関係する者に説明することによって、活動に携わる者が信頼に足る担い手であるとの社会的了解を新たに作り出していかねばならない。

政府関係機関及び民間事業者等は、前節までに見るように、こうした了解を作り出すべく、多面的な広聴・広報活動を重ねてきている。

第1節では、関西電力(株)美浜発電所3号機事故、六ヶ所再処理工場のプール水漏えい問題、東京電力(株)による検査・点検における不正等の問題、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故、医療現場における放射線の誤照射の問題について、国は自主点検の法定義務化等の規制法制の改善等を、事業者等は品質保証体制の確立や企業倫理遵守の徹底等の環境整備、ホームページや広報誌、説明会を通じた情報公開と透明性の確保等を行って、失った信頼の確保に向けて努力してきていることを述べた。

こうした取組を受け、六ヶ所再処理工場においては使用済燃料の搬入が再開され、東京電力(株)の原子力発電所については順次運転が再開されるなど、一部では明るい兆しが見え始めた。しかし、地元住民からはこうした動きに対して、何よりも安全確保とリスク管理の考え方を含めた情報開示を行いながら事業を進めていくことが重要であるなどの意見が寄せられており、関係者はこうした国民の声を改めてしっかりと受け止める必要がある。特に、国民の信頼を損なった事象については、その原因の究明に係る情報とともに、再発防止策を仕組みとして取り込んだ対応策等に係る全ての情報を、分かりやすく、最も適切と考えられる媒体を通じて国民に提供し、それらに対する国

民の意見を十分に踏まえてより良い対応策を国民とともに作り上げていくという心構えを持って信頼回復に努めていくことが極めて重要である。

第2節では六ヶ所再処理工場の操業をはじめとして、プルサーマルの推進、使用済燃料の中間貯蔵施設及び高レベル放射性廃棄物処分場の立地に向けた動きが始まるなど、原子力諸事業について新たな取組が進められている中で、それらの活動に関する新たな信頼構築に向けて関係者の行ってきた取組を述べた。六ヶ所再処理工場のウラン試験において発生が予想されるトラブル等の事例集について意見交換を行うリスクコミュニケーションの実施や、ホームページや広報誌、説明会を通じた安全確保についての議論等、相互理解の醸成のための取組が行われているが、こうした新たな事業実施のための信頼構築においては、その活動が原子力長期計画を踏まえているものであることや、その事業の担い手がそれに相応しいリスク管理能力を持っていることについて、社会との間で了解が成立することが肝要であるとされている。そのため、これに必要となる情報を国民に十分提供し、相互理解活動を行っていくことが重要である。

第3節では、近年の諸外国における核問題等を受け、国際社会において原子力の平和的利用と核不拡散の両立に係る議論が活発化しつつある状況の下で、非核兵器国としての我が国の原子力の平和的利用のための活動について国際的理解を獲得していく観点から、我が国が行っている統合保障措置適用のための取組や、我が国が既にIAEAと締結している追加議定書をより多くの国が受け入れるようにするための追加議定書の国際的な普遍化に向けた我が国の取組等について述べた。また、国際機関等が行っている原子力の平和的利用の促進と核不拡散に係る取組への我が国の積極的な貢献についても示した。こうした取組を通じて、我が国が平和目的に限った原子力の利用を行っていることについて諸外国の理解及び信頼を得ることは、益々重要となってきているので今後とも強化されるべきと考える。

第4節では、市民参加懇談会の開催などを通じた広聴・広報活動や現在行われている新たな原子力長期計画の策定について、計画の策定に入る前段階から有識者の意見を伺うことによって、その策定方針自体に国民の声を取入れる努力等、「民主的手続きなくして権威なし」との認識に基づいて原子力委員会の行っている様々な取組について述べた。原子力委員会は、今後とも国民の期待に対する深い洞察に基づき、施策や整備すべき制度に関する複数の選択肢を提示し、その利害得失をできるだけ定量的に比較して示すとともに、それらの選択過程への国民参加を求める観点等から、広聴・広報活動を重視し、引



き続き市民参加懇談会やご意見を聴く会の開催等を通じて国民の意見を伺い、また、こうして策定された施策等について広く国民との相互理解を図っていく方針である。

また、原子力長期計画に基づき行われる事業の実施に当たって、事故等によりその担い手に対する国民の信頼が失われた場合や新たに事業を実施する場合においては、事業の妥当性についての了解をつくりだすため、当事者の努力を求めることは当然であるが、必要に応じて原子力委員会自らが説明会を主催するとともに、関係学協会など専門家集団のこの分野における活動も重要と考えられるので、そうした活動に必要な支援を行っていく。

原子力は発電のみならず、放射線は医療、工業、農業、さらには先端科学の発展にも広く利用され、国民の福祉や生活の質の向上に役立っている。原子力委員会は、それらの活動の担い手はもとより、関連学協会により、これらの研究開発及び利用の推進について国民の関心、理解を広めるための広聴・広報活動が責任を持って実施されることを期待する。

また、広範囲に渡る原子力活動を行っている非核兵器国として、あらゆる機会を通じて我が国の原子力の平和的利用について国際社会の理解を得るとともに、国際核不拡散問題の解決に向けて、引き続き IAEA やアジア原子力協力フォーラム (FNCA) 等の場を利用して積極的に取組むこととする。

## (2) 今後の課題

最近の内外情勢を踏まえれば、今後のこうした取組に当たっては、次の諸点に配慮すべきである。

第一、原子力活動を行うには安全の確保が大前提であることを改めて確認するべきである。運転中の原子力発電所で多数の死傷者を伴う重大な労働災害が発生したことにより、人々は心に深い傷を負っている。先年来その回復が求められ、様々な取組が行われてきた原子力の研究・開発・利用の活動に対する国民の信頼はなお回復していない。従って、亡くなられた方に対する哀悼の念と関係するご家族の方に対するお見舞いの気持ちを忘れず、社会的了解を得るべき原子力の研究・開発・利用の活動において安全の確保が最優先されているかどうかをいま一度自省することが必要である。

第二、原子力の研究開発利用活動は、エネルギー安全保障や地球温暖化対策という地球規模の課題の解決に貢献できるところが少なくないが、これらの課題に対して原子力の研究開発利用活動の効果が的確に発揮されるためには、政府はエネルギー技術選択に際して狭い意

味の経済性が重視される市場に、これらの課題解決に対する国民の希望が市場条件としての的確に反映されるように、適切かつ効果的な研究開発、規制、誘導の施策を講ずることが必要となる。例えば、すでに見てきたように、原子力活動が社会に存在し得るためにはその安全確保活動や対策が信頼されるものであることが必須であるが、こうした市場でその活動が持続できるためには、安全規制の仕組みが政府による明確な安全確保の原則に基づく効果的な規制監査活動の下で、事業者が効果的な品質保証体制を確立して創意工夫を生かしたりリスク管理活動を展開できるようになっていることが望まれる。

第三、前節までの記述に明らかなように、原子力活動を進める者が信頼に足るとの社会的了解を作り出し、原子力活動の現場となる地域社会に原子力活動が受け入れられていくためには、安全確保を大前提とした上で、当事者である活動の担い手による不断の広聴・広報活動が不可欠であるが、地域社会の意見の取りまとめには地方公共団体が大きな役割を果たしている現実がある。地方分権を巡る議論が進展しているが、そうした状況の下で公益の実現に資する原子力活動が円滑に行われるためには、エネルギー問題は長期にわたる取組を要する公益に係わる重大な課題であることを踏まえ、当該活動の担い手と地域社会との相互理解に向けて、原子力政策を推進する国と地方公共団体がそれぞれの役割を認識し、協調していくことが望ましい。そこで、関係者には、原子力活動の存立に必須のこの協調関係を、新しい環境においても効果的なものとして維持していくべく、取組を強化していくことが必要である。

なお、米国における同時多発テロ発生等を契機とした近年の国際的な核物質防護強化の動きに対応して原子力施設や核物質の防護体制の強化に努めることが引き続き必要である。併せて、原子力施設や核燃料物質等に係るテロ対策についても、武力攻撃事態への対処の際の態勢整備の一環として、危険性の高い放射線源の輸出入管理についてのG8による合意やIAEAが制定した指針が求める防護指針等を踏まえて、国や事業者において更に整備を進めていくべきである。この場合、これらの措置の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際的に求められていることから、その制度が整備されるべきであるが、他方で安全確保に係る国民との相互理解を図る観点から、その制度の意義や非公開とされる情報があることについては、それを非公開とすることが安全の確保上有益であることを国民に十分説明していくことが重要である。

## 第 2 章 国内外の原子力開発利用の状況

第 1 節 我が国の原子力行政

第 2 節 国民・社会と原子力の調和

第 3 節 原子力発電と核燃料サイクル

第 4 節 原子力科学技術の多様な展開

第 5 節 国民生活に貢献する放射線利用

第 6 節 国際社会と原子力の調和

第 7 節 原子力の研究、開発及び利用の推進基盤

## 第 2 部 資料編